

次期はびきのこども夢プランと「市町村こども計画」等の一体的な策定について

1. こども計画について

- こども基本法（R5.4.1 施行）に基づき、国は「こども大綱」を策定（法第 9 条）
- 都道府県はこども大綱を、市町村はこども大綱と都道府県計画を勘案し「こども計画」を定めるよう努める（法第 10 条）

■こども大綱（こども基本法第 9 条）

- ・国が定めるものとして、こども施策に関する基本的方針や重要事項等のほか、現行の「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化される。

→12 月 22 日閣議決定

■都道府県こども計画、市町村こども計画（こども基本法第 10 条）

- ・都道府県・市町村こども計画は、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、その他法令に基づく計画（子ども・子育て支援事業計画等）と一体のものとして作成することができる。

2. はびきのこども夢プランの性格

《第 2 期はびきのこども夢プラン》

- ① 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
 - ② 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進）
 - ③ 母子保健計画（次世代育成支援対策推進）
 - ④ ひとり親家庭等自立支援計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- ⇒これらを一体的に策定。対象年齢は妊娠期から概ね 18 歳まで。



《第 3 期はびきのこども夢プラン》

- こども計画（こども基本法）
 - ・子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）
 - ・少子化対策に関する事項
 - ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
 - ① 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
 - ② 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進）
 - ③ 母子保健計画（次世代育成支援対策推進）
 - ④ ひとり親家庭等自立支援計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- ⇒左記の 4 計画と市町村こども計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画を一体的に策定する。18 歳以上の若者も対象となる。